

9-3
2-52

教育委員会の設置に関する方針 (昭二七、二九)

相良

設置について

一、教育委員会の設置は、今回の措置としては、各市町村ごとに行うよう指導する。

二、個々の町村に教育委員会を置かずに教育委員会法第三条但書の規定による町村の一部事務組合を設けて教育委員会を設置することは、町村合併の気運その他特別の事情があつて、組合の設置が容易である場合のほかは、餘り勸奨しない。

三、個々の市町村に教育委員会が設置されても、既に中等學校を共同設置する一部事務組合がある場合には、地方自治法第二八六条第一項及び第二八七条第一項の規定により、既存の組合規約を改正して、規約によつて構成される教育委員会を設置する。但し、事情の許す場合には、その一部事務組合を解散して四のイに示す事務の委託方式に切り替えることができる。

運営について

四、市町村の教育委員会において個々に処理することが不適当であると考えられる事務がある場合には、人事、指導、研修等、改正地方自治法に定められた次の方法によつて、その円滑な処理をはかることを奨励する。

イ、その事務を共同して管理し及び執行し又はその連絡調整を図るための協議会を設ける。(二五二条の二以下)

ロ、職員を共同設置をはかる。(二五二条の七以下)

五、人事については都道府県が給与を負担する職員が大部分をしめるから、都道府県委員会と事前に協議して支障ないようにするこり。

